

三豊市農業委員会 12月定例総会議事録

令和4年12月15日午後1時30分より、三豊市農業委員会12月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 27名(農業委員22名、農地利用最適化推進委員5名)

【農業委員】 (出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 讓	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 省三	ー
7番	香川 政雄	ー	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

15番	藤田 理	○	19番	前川 雅道	ー	27番	安藤 敬司	○
35番	嶋田 誠	○	45番	大西 敏晴	○	51番	鈴木 敦士	ー
68番	小笠原 巧	○						

2. 署名委員

13番 丸岡 祐二
23番 吉田 由紀

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主任 菅原 雅慶

5. 書記

会計年度任用職員 山地 茉理子

6. 議題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
- 議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
- 議案第 7号 農地改良に係る届出の件について (報告)
- 議案第 8号 非農地証明願いの件について
- 議案第 9号 非農地通知の件について
- 議案第10号 農用地利用集積計画の件について
- 議案第11号 土地改良事業における非農用地区域の協議について
その他の件について

7. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会12月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。

会長 皆様、こんにちは。今日は定例総会ということで、年末の大変お忙しい中お集り頂きありがとうございます。今年度も残すところあと僅かとなりました。今年一年を私なりに振り返ってみますと、今年は本当に大変な年であったと思います。コロナにおいては、香川県内でもどんどん広がったと感じましたし、経済の影響も大変大きかったと思います。来年に向けて、世の中が落ち着いて皆さんが期待を持てるような日本の国作りをしてほしいものだと思っています。今年度皆様にお会いするのは、すでに案内がいておりますが、香川県農地最適利用推進大会が最後になります。参加については、県の方からも要請がありましたので、農業委員さん、推進委員の皆様のご協力をお願い致します。今日の審議議案についてはそう多くはございませんが、皆様にご協力頂き、スムーズに進行できますようよろしくお願い致します。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は22名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。また本日出席いただいている推進委員さんにおいては提出された意見を述べることは差支えありませんが、裁決には参加できませんのでよろしくお願い致します。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会12月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号13番 丸岡 祐二委員さんと、23番 吉田 由紀委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号23号を朗読 〕

以上23件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号23号の23件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号、番号2号を朗読 〕

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号、番号2号の2件の報告事項は、異議なしと認めます。9ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号の番号1号から番号12号の議案説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号12号を朗読 〕

以上12件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

4番 番号1号について説明します。譲渡人が耕作できなくなり、以前から譲受人を探しており、今回話がまとまりました。周辺農地への影響はありません。ご審議お願い致します。

番号2号について説明します。申請地は、譲受人の自宅のすぐ裏の農地です。将来的に果樹を栽培したいそうで話がまとまりました。周辺農地への影響もなく問題ないと思いますのでご審議お願い致します。

事務局 番号3号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は以前からこの農地を耕作しており今回の話がまとまりました。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。

3 番	番号4号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢で耕作できなくなり、今回売買が成立が致しました。譲受人は、所有する農地を全て耕作しております。周辺農地への問題もありません。ご審議お願い致します。	一 同 議 長	〔 なしの声あり 〕 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定により許可申請の件について」の番号1号から番号12号をお諮りします。ご異議ございませんか。
	番号5号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は遠方で管理ができないため、農地の処分を考えていました。今回、無償での譲渡が成立しました。周辺農地への問題はあります。ご審議お願い致します。	一 同 議 長	〔 異議なしの声あり 〕 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号の12件につきましては、適当と認め許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号8号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。
10 番	番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は譲受人の自宅の近くにある農地です。譲渡人は高齢で管理ができなくなり、以前から耕作してもらっていた譲受人に相談したところ、売買の話がまとまりました。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。	事 務 局	議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」番号8号の議案説明をさせていただきます。 〔 議案第4号 番号8を朗読 〕
2 番	番号8号について説明します。譲渡人は遠方で住んでおり、農地の処分を考えておりました。申請地は、譲受人の家の近くの農地ということで、今回の話がまとまりました。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。		なお農地区分につきましては、第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにあたり、不許可の例外に該当します。本件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。
	番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は、以前は同じ自治会で住んでいました。申請地は、譲受人の家の近くにあり、話がまとまりました。周辺農地への影響もありません。ご審議お願い致します。	議 長	事務局の説明が終わりました。担当委員からの説明は無いようなので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
17 番	番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は、高齢で農地の管理ができなくなり、不動産会社を通して売買が成立しました。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。	一 同	〔 なしの声あり 〕
19 番	番号11号について説明します。申請地は、譲受人の自宅に隣接している農地で、今回の話がまとまりました。譲受人は兼業農家ですが、今後経営規模を拡大したいそうです。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。	議 長	ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号8号についてお諮りします。ご異議ございませんか。
		一 同	〔 異議なしの声あり 〕
1 番	番号12号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は、農業廃止を考えており、農地の整理をしていたところ、今回の話がまとまりました。譲受人は所有農地を全て管理されております。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議お願い致します。	議 長	異議なしと認めます。よって議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号8号の1件は適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定致します。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号7について、事務局の説明を求めます。
議 長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたのでこれより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。	事 務 局	議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」

の説明をさせていただきます。

[議案第4号 番号1号から番号7号を朗読]

なお、農地区分につきましては、番号3号の一部及び番号5号の一部は第1種農地に該当します。第1種農地については原則不許可ですが、番号3号、番号5号ともに第1種農地の面積が申請する土地の全面積の3分に1をこえないため不許可の例外に該当します。その他は全て、第2種農地に該当します。以上7件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので提案申し上げます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号7号は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。16ページを開いてください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、番号19号と番号20号の案件については、議事参与となりますので、関係する委員については退席をお願いします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号19号と番号20号の議案説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号19号と番号20号を朗読]

農地区分につきましては、番号19号と番号20号は国または地方公共団体の補助を受けた整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」にあたり、不許可の例外に該当しております。以上2件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

す。

2 1 番 番号19号について説明します。譲渡人と譲受人の関係は他人です。県道の拡張工事に伴い整備したものです。

番号20号について説明します。譲渡人と譲受人の関係は他人です。こちらも県道の拡張工事に伴い整備したものです。土地改良区、地元の自治会長、周辺の地権者には確認いただいているので問題ないと思われま。ご審議お願い致します。

議 長 ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号19号と番号20号についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号5号の2件は適当と認め、許可することと決定いたします。ここで関係する委員さんの入室を許可します。審議を続けます。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号18号について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議案説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号1号から番号18号を朗読]

農地区分につきましては、番号1号と番号7号の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号1号は申請にかかる農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用で行うことであること、番号7は第1種農地の面積が、申請地の土地の全面積の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当します。その他は全て第2種農地に該当します。以上18件につきましては、営農条件および市街地化の現状から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準、に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

事 務 局 番号1号について説明します。位置図と公図をご覧下さい。借人は、

	建設業を行っており、申請地で花崗土採取をする計画です。現地は、何も耕作されていません。貸人と借人は以前から知り合い関係です。周辺農地への問題はないと思われま	一 同	[なしの声あり]
3 番	番号2号について説明します。位置図と公図をご覧ください。借人は会社の資材置き場の候補地を探していたところ、話がまとまりました。現在は何も耕作されておらず周辺農地への問題はないと思われま	議 長	ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号18号についてお諮りします。ご異議ございませんか。
	番号3号について説明します。位置図と公図をご覧ください。貸人は農知の管理が出来なくなり太陽光施設として考えておりました。今回借人との話がまとまりました。現地は雑草が生い茂っております。周辺農地への問題はないと思われま	一 同	[異議なしの声あり]
8 番	番号6号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲受人と譲渡人は他人の関係で今回不動産業者を介しての申請となりました。譲渡人は、宅地以外としての売却を考えていたところ、太陽光発電設置事業の資材置き場を探していた譲受人と条件が合い、話がまとまりました。周辺農地への問題はないと思われま	議 長	異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号18号の18件については適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進めさせていただきます。22ページをお開き下さい。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号について、事務局の説明を求めます。
	番号10号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲渡人と譲受人は知り合いです。譲渡人は体調不良のため農業ができなくなり、譲受人に農地を買ってほしいと相談していたところ話がまとまりました。周辺農地への問題はないと思われま	事 務 局	議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」のご説明を申し上げます。
10 番	番号11号と番号12号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲渡人と譲受人は知り合いです。譲渡人は体調不良のため農業ができなくなり、譲受人に農地を買ってほしいと相談していたところ話がまとまりました。周辺農地への問題はないと思われま		[議案第6号 番号1号から番号2号を朗読]
11 番	番号13号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲受人は店舗を開くための農地を探しており、申請地を造成して店舗を建てるということで話が進みました。周辺農地への問題はないと思われま	議 長	なお農地区分につきましては、全て第2種農地に該当します。よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。
2 番	番号17号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲受人と譲渡人の関係は親子です。子供が営む会社の駐車場として使用したいとのことで今回の申請となりました。周辺農地への問題はないと思われま	一 同	[異議なしの声あり]
16 番	番号18号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲受人は店舗を開くための農地を探しており、申請地を造成して店舗を建てるということで話が進みました。周辺農地への問題はないと思われま	議 長	事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。
	番号18号について説明します。位置図と公図をご覧ください。譲受人と譲渡人の関係は他人です。以前から譲受人が相談していたところ、今回売買の話がまとまりました。現地を確認したところ、周辺農地への問題はないと思われま	一 同	[異議なしの声あり]
議 長	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑には入ります。みなさんご質問ございませんか。	議 長	ないようですので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号から番号2号をお諮り致します。ご異議ございませんか。
		一 同	[異議なしの声あり]
		議 長	異議なしと認めます。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」番号1号と番号2号の2件につきましては、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。23ページをお開きください。議案第7号「農地改良に係る届出の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
		事 務 局	議案第7号「農地改良に係る届出の件について」の番号1号につきまして、ご説明申し上げます。
			[議案第7号 番号1号を朗読]
			農地改良とは、切土や盛土をするなど形質の変更を行い、優良な農地に改良することです。規模や事業の内容によって届出が必要となってい

ます。本件につきましては、生産性向上のため、良質土を用いた盛土及び切土による整地を行いたい旨の内容となっております。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員さんの説明はございませんので、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第7号「農地改良に係る届出の件について」の番号1号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第7号「農地改良に係る届出の件について」の番号1号の1件については適当と認め届出を受理したいと思います。次に進ませていただきます。24ページをお開きください。議案第8号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第8号 番号1号から番号2号を朗読]

よろしくご審議お願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

事務局 番号1号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、木々が生い茂っており、非農地証明が妥当だと思います。ご審議お願い致します。

10 番 番号2号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、道路として使用されており非農地証明が妥当だと思います。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第8号「非農地証明願いの件について」についてご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め非農地証明

書を交付することに決定します。それでは次に進ませていただきます。25ページをお開きください。議案第9号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

[議案第9号 番号1号から番号3号を朗読]

本件につきまして農業委員会は利用状況調査によるB分類の赤判定と判定した農地につきましては総会にお諮りし、農地及び非農地の判断を行うこととなっております。本総会で非農地との議決を頂きましたら、土地所有者に対し、非農地通知を送付し、登記地目の変更を要請致します。また、県の関係機関や法務局に対し、非農地通知一覧表を送付致します。農業委員会におきましても、農地基本台帳の整備を行います。以上3件、よろしくご審議のほどお願い致します。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

17 番 番号1号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、申請地は山林化しており、農地として復旧する見込みはない為、非農地通知が妥当だと思います。ご審議お願いします。

19 番 番号2号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、山林と竹藪で覆われており、農地として使うには不可能だと思われます。ご審議お願い致します。

20 番 番号3号について説明します。位置図と公図をご覧ください。現地を確認したところ、完全に山林化しており、農地として復元は難しいと思います。非農地通知が妥当だと思われます。ご審議お願い致します。

議 長 担当委員の説明は以上です。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第9号「非農地通知の件について」お諮りいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「非農地通知の件について」番号1号から番号3号の3件につきましては、対象地を農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。26ページをお開きください。議案第10号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地

利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進法の第18条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。26ページから61ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数68件、面積が14.30ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては62ページから67ページまでとなっております。農地の管理者から、香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は9件であり、面積は2.40ヘクタールとなっております。以上利用権の設定77件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります全てにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることと、3つの要件を満たしております。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問ありませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第10号「農用地利用集積計画の件について」はお諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第10号「農用地利用集積計画の件について」77件すべて適当と認め、原案の通り決定と致します。次に進ませていただきます。68ページをお開きください。議案第11号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第11号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の説明をさせていただきます。

[議案第11号 を朗読]

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第11号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の案件は、同意することよろしいでしょうか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第11号「土地改良事業における非農用地区域の協議について」の案件は、異議なしと決定いたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について(通知)

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

2. 令和4年度農業者年金新規加入推進活動について

議 長 _____

3. その他

(1) 1月定例総会について

日 時 令和5年1月20日(金)午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

署名委員 _____

(2) 定例農事相談について【時間 13:30~16:00】

署名委員 _____

相談日	開催場所	相談委員	
1月10日(火)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町: 近藤省三	高瀬町: 奈尾正敏
		山本町: 糸川 正	財田町: 岡崎和朗

(3) 配布物

・令和4年度 西讃の農業を考える研修会(ご案内)

閉 会 【 午後 3時40分 】